

墨田区告示第265号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、既に認可した地縁による団体の告示に係る事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年6月5日

墨田区長 山 本 亨

- 1 名称
向島二・三町会
- 2 事務所
墨田区向島三丁目13番3号
- 3 代表者の氏名及び住所
氏 名 雁部 隆治
住 所 墨田区向島三丁目22番1号
- 4 告示した事項のうち変更があった事項及び内容
(1) 代表者の氏名及び住所を次のように改める。
氏 名 雁部 隆治
住 所 墨田区向島三丁目22番1号